

■市内の委託医療機関 ○が付いている医療機関は、インフルエンザワクチン、新型コロナワクチンのどちらも接種可。
○が付いていない医療機関は、インフルエンザワクチンのみ接種可。

▼ 西 条 地 域 ※市外局番 (0897)					
あおのクリニック (○)	52-1155	済生会西条病院 (○)	55-5100	松浦皮膚科医院 (○)	55-2346
秋山医院 (○)	56-0885	サカタ産婦人科	55-1103	松永耳鼻咽喉科医院	53-7171
伊藤医院 (○)	53-2177	篠原内科外科耳鼻科 (○)	56-3521	松本クリニック (○)	47-8773
うちぬき生活習慣病・健診・内視鏡クリニック (○)	47-1203	じょうとく内科クリニック (○)	58-2233	松本整形外科医院 (○)	52-1011
		高橋こどもクリニック (○)	55-0776	みやざきメンタルクリニック	47-5255
おかべ脳神経外科内科クリニック (○)	56-9165	土岐医院 (○)	56-2090	宮島小児科医院 (○)	55-2615
回生堂医院 (○)	55-3101	としもり内科 (○)	53-6300	村上記念病院 (○)	56-2300
かりやま整形外科 (○)	47-1717	とのやまクリニック	47-2525	もりざね耳鼻咽喉科	47-3387
西条愛寿会病院 (○)	55-2300	弁財天耳鼻咽喉科クリニック (○)	58-5959	矢野外科胃腸科医院	55-1777
西条中央病院 (○)	56-0300	星加小児科内科ファミリークリニック (○)	55-3105	和田内科・皮膚科 (○)	55-0515
▼ 東 予 地 域 ※市外局番 (0898)					
飯尾皮フ科泌尿器科	64-5577	近藤クリニック (○)	64-2760	松田循環器科内科 (○)	76-1117
いしづちやまクリニック (○)	68-8885	西条市立周桑病院 (○)	64-2630	森内科	64-5858
キッズクリニックDr.パパ (○)	76-1788	園延整形外科 (○)	64-0660	森山内科 (○)	65-4332
共立病院 (○)	64-2662	中村医院 (○)	66-0606	行本医院 (○)	66-0609
荃田医院 (○)	66-0555	平田クリニック (○)	76-2256	渡部病院 (○)	64-1200
黒田医院 (○)	64-3780	まつうら小児科 (○)	64-0460		
▼ 丹 原 地 域 ※市外局番 (0898)					
あおの循環器科 (○)	68-3300	くしべ整形外科	76-7555	西条市立中川診療所	75-3385
今井クリニック整形外科 (○)	68-8118	小林耳鼻咽喉科クリニック	64-3387	福田医院 (○)	68-7243
▼ 小 松 地 域 ※市外局番 (0898)					
こまつ医院	72-5862	西条市民病院 (○)	72-4111	横山病院 (○)	72-2121

※実施医療機関は変更となる場合があります

予診票（接種券）は医療機関に置いています。
対象者への個人通知は行いませんので、希望される方は、医療機関に連絡したうえで、接種を受けてください。
※事前に必要な場合は保健センターで交付します

対象者（市民）

- ①接種当日65歳以上の方
- ②接種当日60歳～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい有する方（身体障害者手帳1級）

実施期間

- インフルエンザワクチン
10月1日(木)～令和9年1月31日(日)
 - 新型コロナワクチン
10月1日(木)～令和9年3月31日(水)
- ※上記2つのワクチンは同時接種可能
※お祭り・年末年始は医療機関によって診療日が異なります

接種費用

- インフルエンザワクチン 1,500円
 - 新型コロナワクチン 4,500円
- ※生活保護世帯は無料

実施場所

市内および県内の委託医療機関（予約が必要な場合あり）
※県外で接種される場合は、自己負担金の一部を払い戻し可能（事前申請が必要）

接種回数

実施期間中に1回（2回目を希望する場合は全額自己負担）

持ち物

接種費用、マイナンバーカードや資格確認書など本人確認できるもの（対象者②の方は身体障害者手帳、生活保護世帯は生活保護受給証明書）

問合せ

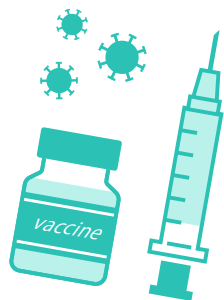
医療対策課
Tel.0897-52-1215

詳細は▼



インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の予防接種は
強制ではなく、本人の希望により接種するものです。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の一部の公費負担をします。実施期間内に委託医療機関で接種を受けてください。



インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症
65歳以上の方へ
予防接種のお知らせ

募集中！

広報さいじょうで 新年の抱負を宣言しよう！

新年の抱負とともに、広報さいじょう1月号に出ただけの方を募集中！

▶対象 市内在住の方や市内で活動する団体など
※3人以上は団体扱い。団体の場合は多くても8人程度掲載可

▶募集人数 約30組 ※応募者が多数の場合は調整します

▶申込方法 申込フォームから ▶申込期限 11月6日(金)
※掲載する写真については、申込フォームをご確認ください

▶問合せ シティプロモーション推進課
Tel.0897-52-1204

応募はこちらから▶

生活道路における自動車の 法定速度が引き下げられました

「生活道路」とは、通学や買い物、散歩などで歩行者や自転車が日常的に利用する地域の身近な道路のことです

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h

30 km/h

これまで、最高速度を指定する標識のない道路の法定速度は原則時速60キロでしたが、9月1日以降は、生活道路において標識などによる指定がない場合の法定速度が時速30キロとなっています。自動車の速度を抑えることで、交通事故の発生防止や、万が一事故が発生した際の被害軽減が期待されています。歩行者や自転車が安全に利用できる道路環境づくりのため、法定速度を守りましょう。

問合せ
くらし安心課
Tel.0897-52-1686

詳細は▼